# 「酪農教育ファームファシリテーター」認証規程(案)

制定平成20年4月1日改正平成25年4月1日改正平成28年6月13日

### 第1.目的

一般社団法人中央酪農会議(以下、「本会議」とする。)は、わが国酪農に対する国民の幅広い理解と共感を確保するため、「『酪農を通して食やしごと、いのちの学びを支援する』ことを目的に、酪農教育ファームファシリテーターが、牧場や学校等で、主に学校や教育現場等と連携して行う、酪農に係る作業等を通じた教育活動」(以下、「酪農教育ファーム活動」という。)を円滑かつ適正に推進する観点から、酪農教育ファーム推進委員会(以下、「本委員会」とする。)が、酪農教育ファームファシリテーター(以下、「ファシリテーター」とする。)を認証する場合の規則等について、以下により、この規程(以下、「本規程」とする。)に定めるものとする。

# 第2. 条件

ファシリテーターは、情熱を持って酪農教育ファーム活動を行おうとし、且つ 本規程を遵守する者であって、以下のいずれかの条件を満たす者とする。

- 1. 牧場で専門的に酪農に1年以上従事する者。
- 2. 上記1以外の者で、以下の条件を全て満たす者。
- (1) 牧場における消費者との交流活動や酪農教育ファーム活動等の経験を1年 以上有する者。
- (2) 他のファシリテーターの推薦を受けた者。

## 第3. 認証の手順

- 1. ファシリテーターの認証を受けようとする者(以下、「ファシリテーター候補者」という。)は、別様式1の申請書を、当該地域の指定生乳生産者団体(以下、「指定団体」とする。)に提出するものとし、指定団体は、その内容が適正であるかについて予備審査の上、本委員会に提出するものとする。
- 2. 本委員会は、別に設置する認証審査委員会(以下、「審査委員会」とする。) において、指定団体より提出された申請書を審査の上、適正と認められた場合は、ファシリテーター候補者に、指定団体を通じて仮認証を通知するものとする。
- 3. 仮認証の通知を受けた者は、本委員会が実施する認証研修会を受講するものとし、受講を確認の上、本委員会は、ファシリテーターとして認証するものとする。
- 4. 本委員会は、認証を受けたファシリテーターに対し「酪農教育ファームファシリテーター認証書(以下、「ファシリテーター認証書」という。)を交付する。

### 第4. 規則

第3により認証を受けたファシリテーターは、以下の規則を遵守しなければならない。

- 1. ファシリテーターは、酪農教育ファーム活動を行うに当たっては、ファシリテーター認証書を常備する。
- 2. 本委員会が求めた場合、酪農教育ファーム活動に関する実践報告の作成に協力する。
- 3. 酪農教育ファーム活動を実施する際には、本会議で策定した「交流活動における感染症防疫マニュアル」を遵守する。
- 4. 申請書の記載した内容に変更があった場合、ファシリテーターは別様式3の 認証申請内容変更届出書により、申請者は速やかに指定団体に対してその旨通 知し、申請書の変更箇所について指定団体に再提出するものとし、指定団体は その内容を速やかに本委員会に報告するものとする。

### 第5. 認証の期間

認証の期間(以下、「認証期間」という)は認証された年度を含む3年間とする。

#### 第6. 認証の更新

- 1. ファシリテーターは、認証期間内に本委員会又は酪農教育ファーム推進委員会設置要領に定める地域推進委員会が開催するファシリテーターの資質向上のための研修会(以下、「スキルアップ研修会」という)を受講し、研修プログラムや、ファシリテーターとの意見・情報交換等を通じて、自らの酪農教育ファーム活動の資質を向上させることにより、認証が3年間更新される。なお、スキルアップ研修会は、全てのプログラムを受講することとし、欠航・欠便・電車遅延による場合を除く遅刻・早退は受講と認めないこととする。
- 2. 1により認証の更新ができない場合であっても、特段の理由がある場合は認証期間を延長できるものとし、認証期間の延長は1年間とする。なお、連続した延長の申請は2回までとし、延長された認証期間中にスキルアップ研修会等で認証を更新した場合は、通常の認証期間である3年間から、延長した年数を差し引きした期間を認証期間とする。
- (1)特段の理由とは、以下のとおりとする。
- ①本人の入院、妊娠及び出産(1年以内)
- ②葬儀
- ③欠航、欠便、電車遅延により予定のスキルアップ研修会の一部または全てのプログラムが受講できず、他の地域で開催するスキルアップ研修会の開催も終了している場合
- ④その他、認証審査委員会が認めた理由
  - (2) やむを得ず理由書による認証期間の延長を希望する者は、別様式4の理由書により(4) の期日までに指定団体(地域推進委員会事務局)を通じて、中央酪農会議(認証審査委員会)に申請する。
  - (3)申請された別様式4の理由書については、認証審査委員会において審査し、

認証更新の可否を判断するものとする。

- (4) 申請の期日は、新規認証に係る申請の期限と同日とする。
- 3. 1による認証の更新ができない場合であっても、認証期間中に、認証審査委員会が認める行事等(以下「指定行事」とする)に3回以上参加し、(3)に定める活動をし、認証の更新を申請した場合は、スキルアップ研修会を受講したことと同等とみなし更新を認める。
- (1) 研修会が受講できない理由が2の(1) の特段の理由に該当すること。
- (2) 指定行事とは、本会議、指定団体及びその会員団体、全国推進委員会及び地域推進委員会、地域交流牧場全国連絡会のいずれかが主催する、学校等への出前授業、牧場での酪農体験、酪農理解醸成のためのイベント等とし、行事の初めから終わりまでの参加を1回と換算する。
- (3) 指定行事における活動とは、酪農教育ファーム活動とする。また、参加した指定行事のうち1回以上は、酪農教育ファーム活動に関するファシリテーターや酪農家との意見・情報交換等を行っていることを条件とする。
- (4) やむを得ず指定行事による更新を希望する者は、別様式5により指定団体 (地域推進委員会事務局)を通じて、中央酪農会議(認証審査委員会)に申請 する。
- (5) 申請された別様式5については、認証審査委員会において審査し、認証更新の可否を判断するものとする。
- (6) 申請の期日は、新規認証に係る申請の期限と同日とする。

# 第7. 認証の一時停止と取り消し

本委員会は、指定団体を通して、以下の認証の一時停止と取り消しに係る措置を実施する。

- 1. ファシリテーターが第4の規則を遵守しなかった場合、必要と認められる期間の認証の停止、または認証を取り消すことができるものとする。
- 2. ファシリテーターが法律に違反する反社会的活動等を起こした場合は、必要と認められる期間の認証の停止、または認証を取り消すことができるものとする。
- 3. 学校などから提出される報告書において、ファシリテーターの対応や指導内容等にクレームがあった時は、ファシリテーターと学校の双方から事実確認を行い、ファシリテーターの非が確認された場合、一時活動を停止させ、必要な改善を求めることができるものとする。
- 4.ファシリテーターが認証の取り消しを求める場合、当該ファシリテーターは、 別様式2の認証取り消し申請書を指定団体に提出し、指定団体は速やかに本委 員会に報告するものとし、本委員会はその報告をもって認証を取り消すものと する。なお、認証の取り消しに当たっては、「酪農教育ファームファシリテータ 一認証書」を返却するものとする。
- 5. ファシリテーターが、第4の4に定める認証申請内容変更届出書の提出を行 わず、指定団体において当該ファシリテーターの所在等が確認できなくなった 場合は、指定団体は別様式2の認証取り消し申請書を本委員会に提出するもの

### とし、本委員会はその申請書をもって認証を取り消すものとする。

## 第8. その他

- 1. 平成19年度までに認証を受けた牧場のファシリテーターの取扱いについては、「酪農教育ファーム認証牧場」認証規程の附則に定めるとおりとする。
- 2. 本規程の改訂があった場合で、本委員会が求めた場合は、改訂内容に関連する調査などの協力を行うものとする。
- 3. 本会議は、本規程に定めるもののほか、認証の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

### 附則(平成20年4月1日)

1. この規程は、平成20年4月1日より施行する。

# 附則(平成25年4月1日)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

## 附則(平成28年6月13日)

1. この規程は、平成28年6月13日より施行する。